

箕面支援学校 学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、「児童生徒の生命を慈しみ人権を守る安心で安全な学校」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条には、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

ただし、「いじめ」であるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要となる。

2 基本理念

(1)いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要となる。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではない。

(2)対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事である。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければならない。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に粘り強く取り組むことが必要である。

(3)地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではない。いじめ防止に向けて、地域社会全体が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要となる。

そのため、地域協働の活動を通じて、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要がある。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切である。

3 いじめ防止等に対する措置

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もある。いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大事である。

しかし、未然防止の取組みを充実させても、現実にはいじめを根絶させる事は非常に困難なことである。したがって、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要となる。

そのためには、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気付く力を高めることが必要とされる。

また、子供たちが、気がねなく相談できる環境を整えるとともに、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくことも大切である。

4 いじめ防止のための組織

(1)名称 「いじめ対策委員会」

(2)構成員 校長、教頭、首席、養護教諭、各学部主事、児生文化部人権教育係
研究支援部人権研修係、必要に応じて SC・SSW など

(3)役割

【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【早期発見・事案対処】

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口

・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩み

を含む。)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む）

5 年間計画

本基本方針に沿って、以下のように実施する。

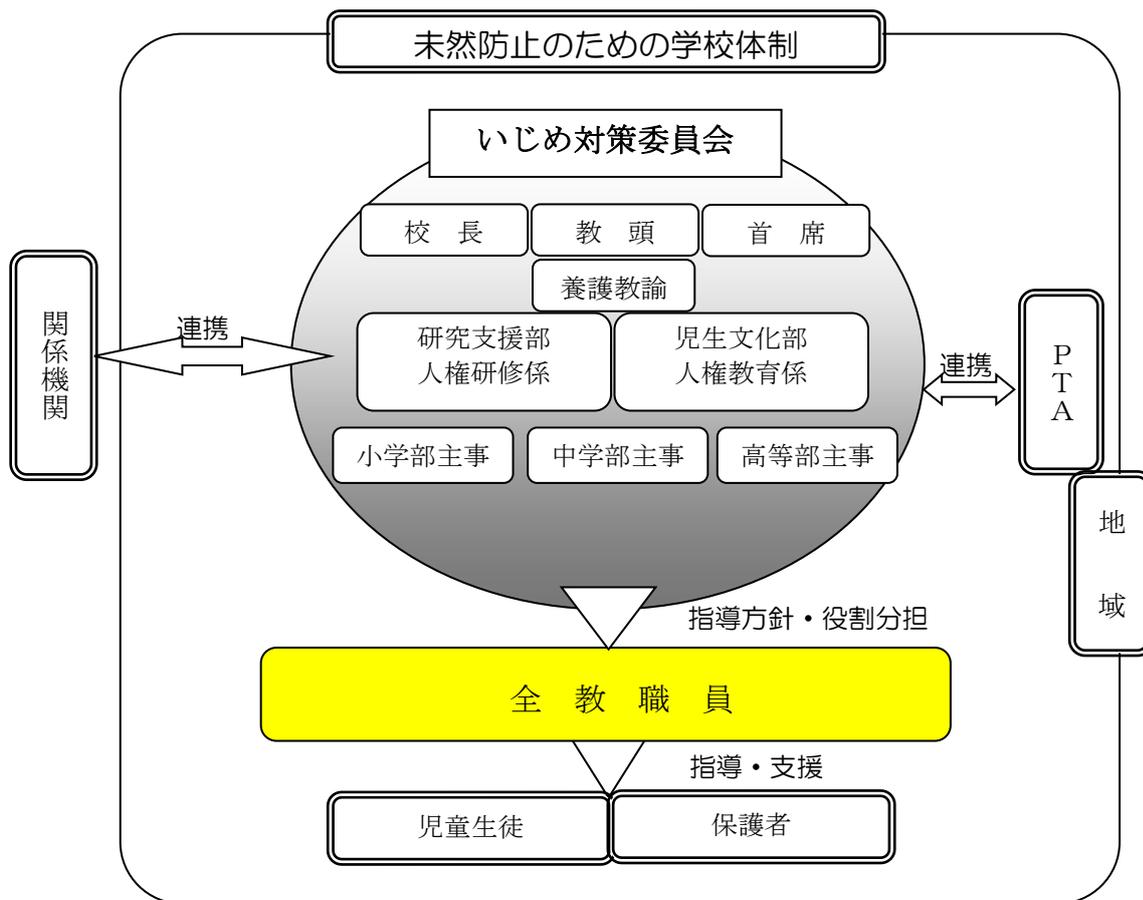
箕面支援学校 いじめ防止年間計画				
	小学部	中学部	高等部	学校全体
4月	児童・保護者・教職員への相談窓口および「学校いじめ防止基本方針」の周知	生徒・保護者・教職員への相談窓口および「学校いじめ防止基本方針」周知	生徒・保護者・教職員への相談窓口および「学校いじめ防止基本方針」周知	第1回いじめ対策委員会(年間計画の確認) 「学校いじめ防止基本方針」のHP掲載
5月	家庭訪問週間	家庭訪問週間	家庭訪問週間	運動会
6月	全校交流会 萱野東小交流	全校交流会	全校交流会	
7月	「いじめ等アンケート」実施	「いじめ等アンケート」実施 箕面四中交流	「いじめ等アンケート」実施 どこカフェ:納涼出店 北千里高校交流	アンケート回収 第2回いじめ対策委員会 人権研修会1(西成問題+同和問題)
8月				
9月				
10月	萱野東小交流	参観週間	参観週間	もみじフェスタ
11月	「いじめ等アンケート」実施 参観週間 どこカフェ:参観出店	どこカフェ:校外出店 「いじめ等アンケート」実施	「いじめ等アンケート」実施	第3回いじめ対策委員会 人権研修会2(ホワイトボードミーティング) 人権週間 作品展
12月	人権学部集会	人権学部集会	梅花高交流 人権学年集会	第4回いじめ対策委員会
1月	「いじめ等アンケート」実施	「いじめ等アンケート」実施	「いじめ等アンケート」実施	
2月				
3月				

第2章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団作りを進めていくことが必要となる。

とりわけ学校では、児童生徒が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していく必要がある。



2 いじめの未然防止のための措置

- (1)日頃からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して校内人権研修等で『学校いじめ防止基本方針』を周知する。児童生徒に対しては、本校の教育活動全般を通して自己理解・他者理解を推進し、いじめのない環境づくりを行う。
- (2)いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのためには、各教科や自立活動においてコミュニケーション指導(人間関係の形成に関する事・コミュニケーションに関する事)を行う。また、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用し、本人・保護者・学校が一体となって取り組む。

(3)いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、次の(ア)～(イ)の2項目を行う。

(ア) 児童生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、次の事項を行う。

- 児童生徒会活動(月1回の役員会・各委員会)の実施・充実
- 各学部における人権集会(学部集会や学年集会)の実施・充実
- 全校交流会(全校たてわり活動)の実施・充実

(イ) いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うために次の事項を行う。

- 『学校いじめ防止基本方針』の周知をする。
- 校内人権研修(年2回)において、いじめ等について学び、日々の振り返りの機会を設ける。

(4)自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、次の(ア)～(イ)の2項目を行う。

(ア) 児童生徒が達成感を得ることのできるよう、スモールステップを踏んだ教育目標の設定を『個別の教育支援計画』や『個別の指導計画』で行う。その際には、多角的な視点から捉える事が出来るよう、児童生徒に様々な場面で接している複数教員(クラス担任団や学年担任団)で目標設定を行う。

(イ) 運動会、文化祭(もみじフェスタ)や学校間交流等の各行事で、児童生徒が主体的に企画・運営に係わり、達成感が味わえるようにする。

(5)児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、本校における人権週間での活動や人権集会(学部集会や学年集会)において、自他の理解を深め人権感覚を高める。

また、本校では児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、次の(ア)～(ウ)の3項目を行う。

(ア) 日々の連絡帳を通して、保護者との連携を深め、児童生徒の心身の変化に気付くよう留意する。

(イ) 児童生徒の下校後にクラス会議等を行い、児童生徒に対する教員間の情報の共有を図る。

(ウ) 個別の指導計画検討会議等を設定し、個々の教育的ニーズを的確に捉え、自己有用感や自己肯定感を高められるように支援する。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

(1)小さな変化を見逃さない

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがある。小さな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持つことが何より大事である。

そして、学校においては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えなければならない

い。

(2)情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければならない。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1)実態把握の方法として、定期的なアンケートを年2回、保護者宛に実施する。定期的な教育相談としては、家庭訪問や学期末懇談を実施して、家庭での様子を聞き取り実態把握に努める。日常の観察として、出席状況を確認し保健室と連携して児童生徒の心身の変化に留意する。
- (2)保護者と連携して児童生徒を見守るため、連絡帳を活用して日々の児童生徒の様子やいじめの兆候がないか情報の共有を図る。
- (3)児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、担任との信頼関係を日頃から築くとともに、いじめ対策委員会を設置し相談窓口を明確にする。また、PTA 総会や学校ホームページ、保護者へのプリント配布により相談体制を広く周知する。
- (4)いじめ対策委員会において、体制が適切に機能しているかなどを定期的に点検する。
- (5)教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、本校既定の『箕面支援学校 個人情報管理規程』に準じて個人情報を扱う。
- (6)授業やホームルーム活動でのチームティーチングの重要性を再確認する。
- (7)連絡帳等を通して保護者との連携を深める。
- (8)クラス会議や学年会議、学部会議等において児童生徒情報の交換・共有の場を設定する。
- (9)ケース会議録、家庭訪問記録や個別懇談記録、家庭よりの通院報告書などをクラスや学年で回覧する。

第4章 いじめへの対処

1 基本的な考え方

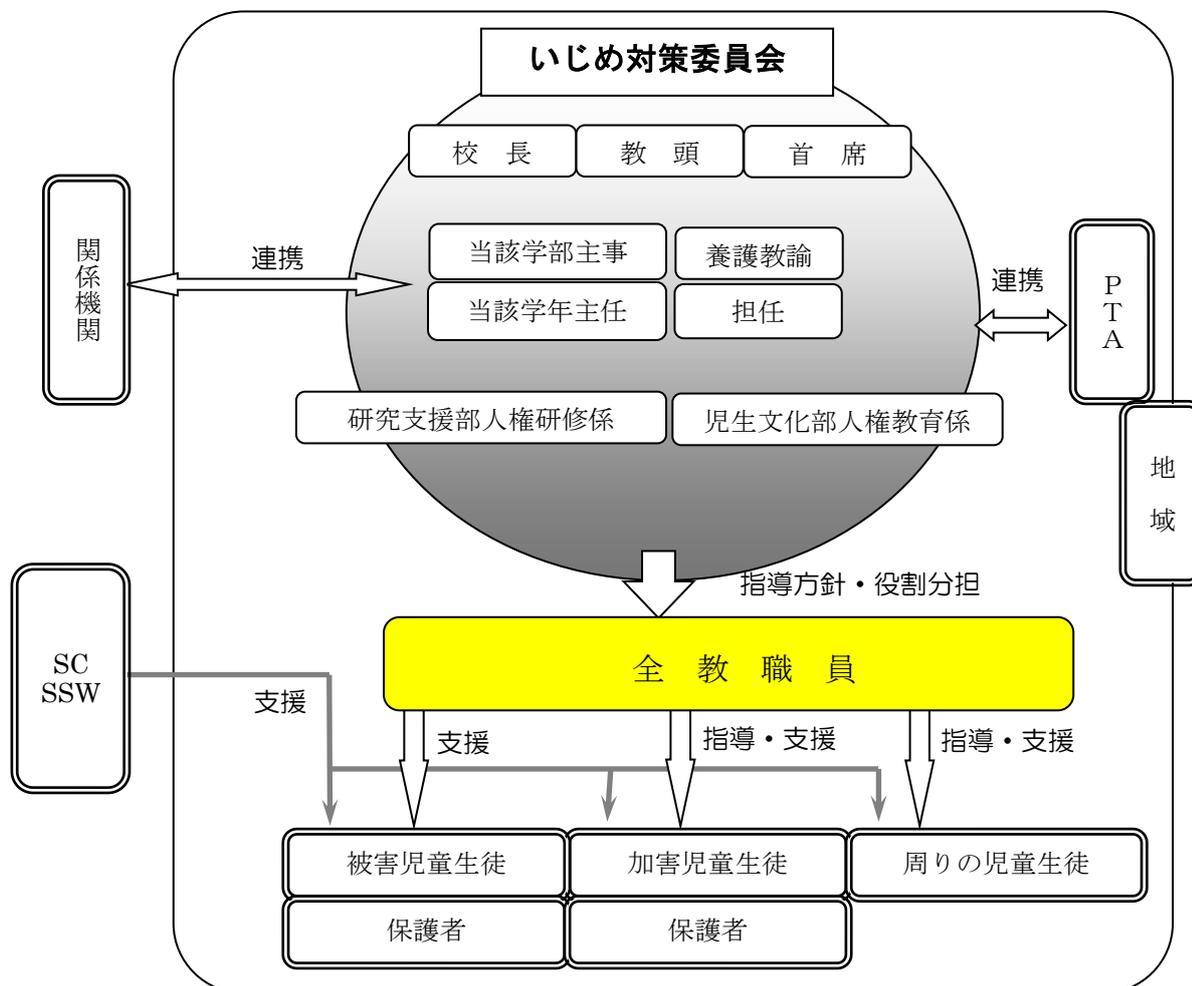
いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の発達段階や障がい特性、原因や背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動

への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの初期対応



- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、何よりもいじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先とする。
- (2) 教職員はいじめではないかという疑いが生じた時点で、一人で抱え込まず、速やかに学年主任、学部主事等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 「記録のための記録」ではなく、「可視化して考えるための記録」の観点で、情報を収集・集約し、正確に実態把握をする。
 - ・加害生徒や関係性とは個別に同時進行で聞き取ることが望ましい。
 - ・「事実確認」と「指導」を区別する。
 - ・「事実」と「憶測・推測」を区別する。

- ・ SNS 上でのやり取り等があれば、本人了承のもの、保管しておく。
- (4) 指導・支援方針を決定し、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめ対策委員会にて、事案についてのアセスメントを行い、重大事案や学校間にまたがる事案、自校だけでは解決が困難な事案については府教育庁へ連絡する。
 - ・ 具体的に、いつ、だれが、どのような指導、支援を行うのかを明確にする。
- (5) 保護者に状況や指導、支援方針を丁寧に説明し、理解を得て協力を求める。
- ・ 被害側、加害側ともに事実関係を迅速かつ正確に伝える。
 - ・ 事実関係等を伝える際には、憶測・推測や個人的な解釈は交えない。
 - ・ 解決に向けた協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童生徒の別室指導などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導・支援又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- (4) 地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、成長支援の観点を踏まえ規範意識や社会性を育成していく。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。
- 全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心と

なって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について当事者の発達段階や障がい特性、地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。運動会、もみじフェスタ、学校間交流、異年齢集団による共同学習、全校交流会等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、関係機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、各教科・領域において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめが「解消している」状態について

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3ヶ月を目安)
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

8 重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味について
全国的には近年、残念ながらいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が起きている。
こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないことがないよう対策を講じることが必要である。
そのため、府、学校の設置者、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係

機関と連携、協力する体制を整備する必要がある。

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されている。

(ア)生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

- (例)・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ)いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要。

(2)重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに府教育庁に報告し、府教育庁は、速やかに知事に事態発生について報告を行う。

(3)重大事態への対応

※文科省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改定版）」に準じて対応する。

(ア)重大事態は疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。

(イ)重大事態調査を行うに当たっては、学校の設置者及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組む。

(ウ)調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組む。

(エ)犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり、学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応する。

(オ)重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにする。

附則

- (1)本方針は、平成26年1月23日制定する
- (2)本方針は、平成26年4月1日実施する
- (3)本方針は、平成29年9月14日改訂する。
- (4)本方針は、平成30年7月11日改訂する。

(5) 本方針は、令和7年2月19日改訂する